株式会社キャッチネットワーク

【ケーブルスマホ端末】の提供条件について

商品のご購入に当たり以下の内容を承諾してお申込みいただきますようお願いいたします。
本書は、【ケーブルスマホ端末】を当社から購入された場合における、割賦販売法第 4 条、および特定商取引に関する法律第 5 条もしくは第 19 条の規定に基づく書面となりますので、大切に保管してください。

Ⅰ．割賦購入に係る売買契約について

●ケーブルスマホ端末　割賦購入条件

商品名（型式）	Blade Vec ４G	ARROWS M01
端末種別	スマートフォン	スマートフォン
販売価格	33,120 円	45,360 円
支払回数	24 回	24 回
賦払額(月額)	1,380 円	1,890 円
割賦販売価格（支払総額）	33,120 円（1,380 円×24 回)	45,360 円（1,890 円×24 回)
支払開始時期	ケーブルスマホ端末の購入月の翌月よりご請求させていただきます。	
支払方法	ケーブルスマホの月額利用料金と同条件によるお支払いになります。	
商品引き渡し方法	当社担当者による手渡しにてお引渡しをいたします。	

※ 金額は税抜価格となります。
※ かかる消費税相当額はお引渡し日時点での消費税率から計算し、税抜価格に加算しご請求させていただきます。

●その他条件

１．商品の割賦購入をお申込みの際には、本書、ならびに申込書中の記載事項をよくお読みください。
２．割賦購入とは、当社が販売するケーブルスマホ端末およびその付属品（ただし、当社が指定するものに限るものとし、以下「商品」といいます。）の購入代金を分割（賦払金）して支払う形態をいいます。**お支払回数は２４回払いとなります**。（いずれも分割払手数料は無料）
３．割賦購入に係る売買契約（以下「割賦購入契約」といいます。）は、当社がお客様のお申し込みを承諾した時をもって成立するものとします。
４．割賦購入契約は、株式会社コミュニティネットワークセンター（以下「CNCI」といいます）が提供するケーブルスマホをご利用いただく場合に限りお申込みいただけます。
５．割賦購入契約によるケーブルスマホ端末の購入可能な台数は、お客様が契約されたケーブルスマホの回線数を上限とします。端末を追加で購入（機種変更含む）の申込の際、上限数を超過していた場合は超過台数分の端末購入はできません。
ただし、既に購入済ケーブルスマホ端末の割賦購入契約に基づく賦払金の支払いが完了している場合は、上限台数の範囲内には含めません。
６.ケーブルスマホ端末の購入契約時には、「端末保証サービス」、「セキュリティアプリ」の加入が必須となります。
詳細については「端末保証サービス利用規約」、「セキュリティアプリ利用規約」をご参照ください。
７．ケーブルスマホをキャンセル（ご利用開始前のキャンセルを含む）された場合は、当社は無条件で割賦購入契約を解除することができます。

なお、既に商品をお客様へお渡ししている場合は、商品を当社所定の場所へ返却していただきます。

８．賦払金は、ケーブルスマホ端末を購入した日の属する月の翌月よりご請求させていただきます。
ただし、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、購入月の翌々月以降よりご請求させていただく場合がございます。

９．賦払金は、ケーブルスマホなどのご利用料金と併せてご請求させていただきます。お支払方法およびお支払日は当社所定の方法となります。

１０．賦払金の支払期間途中にケーブルスマホを解約された場合、賦払金残額を解約月の翌月に一括清算となります。

１１.ケーブルスマホ端末の割賦購入契約上の地位（賦払金の支払債務に係るものを含みます。）を第三者に譲渡することはできません。

１２．当社は、お客様がCNCIのグループ会社（以下「グループ局」という。）の提供エリアに転居し、当該グループ局のサービス提供エリア内でケーブルスマホを継続利用する場合、賦払金の支払債務を当該グループ局に譲渡するものとします。この場合において、お客様の個人情報を当該グループ局に提供することに同意いただきます。
なお、支払債務の譲渡後のお客様へのご請求は当該グループ局よりご請求させていただきます。

１３.お客様が次のいずれかの事由に該当した場合、残余の賦払金の全額を当社からの請求により支払っていただきます。

（１） 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から２０日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

（２） 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。

（３） 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。

（４） 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき。

（５） 割賦販売に係る売買契約がお客様にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合でお客様が賦払金の支払いを１回でも遅滞したとき。

（６） 割賦販売契約上の義務に違反し、その違反がその割賦販売契約の重大な違反となるときであって、当社から残余の賦払金の全部の支払いの請求を受けたとき。

（７）上記のほかお客様の信用状態が著しく悪化したときであって、当社から残余の賦払金の全部の支払いの請求を受けたとき。

１４.賦払金の支払いを遅滞した場合、お客様は、その賦払金に対し、支払期日の翌日から支払日までの期間に応じて年１４．６％の割合で算定した遅延損害金を支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して１０日以内にその賦払金の支払があった場合には、この限りではありません。

１５.商品の所有権は、商品はお客様にお引渡しした時点で当社からお客様に移転します。

１６.お客様にお渡しする商品、各種通知書等については、お渡し時に提示する「お引き渡し確認書」のご署名をもって受領したものとみなします。ただし郵送等の場合においてはそれに代わる受領印の確認をもって受領したものとみなします。

Ⅱ．ケーブルスマホ端末の保証について

１．ケーブルスマホ端末の保証は、当社の「端末保証サービス」とメーカーが定める「メーカー保証」にて提供いたします。

２．端末保証サービスは、当社が販売するケーブルスマホ端末に限り提供致します。なお、ケーブルスマホ端末購入においては端末保証サービスの加入が必須となります。

３．端末保証サービスの提供期間は、当社が端末保証サービスのお申し込みを承諾した日（ケーブルスマホ端末購入の承諾日と同日）の月から起算して24ヶ月目の月の末日までといたします。
ただし、お客様より端末保証サービスの継続利用の申し出があり、当社が承諾した場合、36ヶ月目の月の

末日まで保証期間を延長いたします。

4．前項において、**端末保証サービスのお申し込みの月から起算して24ヶ月目の月の末日まではお客様からの申し出によるサービスの解約はできません。**

５．正常なご使用状態のもとで、端末保証サービスの保証期間内にケーブルスマホ端末が故障した場合、端末保証サービスの利用規約に準じてケーブルスマホ端末の交換対応を行います。

６．交換用のケーブルスマホ端末は、原則同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一色での交換対応が困難な場合は、別途当社が指定する機種または色となります。

７．故障が発生した時期および内容がメーカー保証の対象となる場合はメーカー保証を優先します。

８．ケーブルスマホ端末の故障・修理・紛失などにより、ケーブルスマホ端末に保存されているデータおよび設定情報が変化・消失する恐れがあります。データおよび設定情報の変化・消失により生じた損害につきましては、一切の責任を負いかねます。

９．端末保証サービスの受付においては、お客様ご自身でデータの消去を実施していただいてからの受付となりますので、お客様ご自身でケーブルスマホ端末内のデータを外部記憶媒体に移す等、定期的なバックアップを実施してください。

１０．商品引き渡し時にお渡しする「ケーブルスマホ商品お引き渡し確認書」がケーブルスマホ端末の購入日を証明するものとなります。メーカー保証をご利用時は必要な書類となりますので大切に保管ください。

●端末保証サービス

商品名	端末保証サービス
保証期間	提供開始日の属する月から起算して 24 ヶ月目の月の末日まで ※お客様からの継続利用の申し出により最大 36 ヵ月目の月の末日まで延長
月額料金	提供開始月の属する月から起算して 24 ヶ月目まで　：無料 25 か月目以降※：300 円 ※継続利用の申出があった場合
端末交換のご利用可能回数	12 ヶ月ごとに最大 2 回まで（36 ヶ月間で最大合計 6 回まで）
免責金	1 回目：5,000 円 2 回目以降：10,000 円 ※メーカー保証が優先される場合は免責金は発生しません
提供内容	端末保証サービスの利用規約に準じて、ケーブルスマホ端末の交換対応を行います ただし事象がメーカー保証の対象となる場合、メーカー保証を優先します ＜端末保証サービスの提供対象となるケース＞ ・端末の自然故障 （取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で発生した故障） ・偶然の事故による端末の水濡れ、全損または一部の破損 ※盗難、紛失時は対象外となります。
注意事項	・ケーブルスマホ端末を追加購入(機種変更)された場合、旧端末の端末保証サービスは自動的に解約となります。 ・ケーブルスマホを解約された場合、端末保証サービスも自動解約となります。

端末保証サービスの内容等その他詳細については、「端末保証サービス利用規約」をご参照ください。

※ 金額は税抜価格となります。

※ かかる消費税相当額はお引渡し日時点での消費税率から計算し、税抜価格に加算し請求させていただきます。

●メーカー保証

ケーブルスマホ端末の外箱に同梱されている保証書の内容に準じます。

Ⅲ．クーリングオフについて

１.当社または当社の委託先から訪問販売または電話勧誘販売で、ケーブルスマホ端末およびその付属品(以下、「商品」といいます。）のお申し込みをされたお客様は、当社からお客様に別途通知するケーブルスマホ端末購入通知書の受領日を含む８日間は、書面により無条件にそのお申し込みの撤回（その売買契約が成立している場合はその解約。以下「撤回等」という。）を行うこと（以下「クーリングオフ」という。）ができます。
２．クーリングオフの効力は、当社に撤回等の書面が提出されたとき（郵便で発送された消印日付）から生じます。
３．この場合、お客様は、損害賠償などを支払う必要はなく、既に支払った金銭がある場合は速やかにその金額の返還を受けることができ、さらにその商品の引き取り費用を負担することはありません。
４．その他契約（ケーブルスマホ契約など）に係るものは、クーリングオフの対象となりませんのでご注意ください。

※ハガキなどに次の必要事項をご記入のうえ、当社まで郵送して下さい。
【必要事項】①商品購入通知書の到着日　②商品名　③撤回等の旨
【書面送付先】〒448-0803
刈谷市野田町大ヒゴ１番地
株式会社キャッチネットワーク 業務課宛

≪販売事業者≫ 〒448-0803　刈谷市野田町大ヒゴ１番地　株式会社キャッチネットワーク
≪代表者名≫ 代表取締役社長　森　雅博
≪お問い合わせ連絡先≫ 0120-2-39391（携帯電話・ＰＨＳからもご利用いただけます）　受付時間：９：00 ～ 21：00 0566-27-2112　営業時間：９：00 ～ 18：00 ※ＩＰ電話などフリーコールをご利用いただけないお客様は「0566-27-2112（通話料有料）」におかけください。 ※お問い合わせ内容の把握ならびに対応品質向上のため、通話を録音しております。あらかじめご了承ください。

※電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようおかけください。